

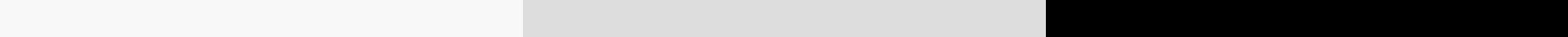
令和6年度 官公需確保対策地方推進協議会

中小企業団体中央会の 官公需関連事業等について



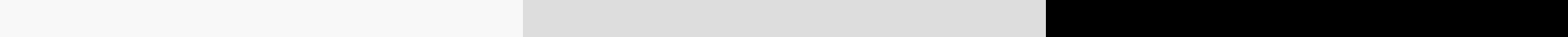
鹿児島県中小企業団体中央会

本日の内容



1. 組合制度の概略
2. 組合における共同受注事業
3. 官公需施策推進に係る中央会の取組み
4. 官公需適格組合の概要と受注対象

1. 組合制度の概略



(1) 中央会とは

- ・ 中小企業者の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって中小企業の振興を図ることを目的とした団体。
- ・ 中小企業等協同組合法に基づいて設立された特別法人。
- ・ 各都道府県の中央会と全国中央会により構成

中小企業の組織化推進・連携支援

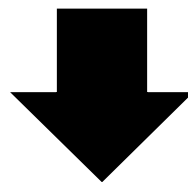
中小企業の経営の合理化・効率化、技術力向上、人材育成、創業等に大きな効果を発揮する組織化制度について情報提供や、組織化の促進を行っている。

また、組合に対し、共同事業の円滑な推進及び適切な組合運営のための助言・指導を行うとともに、組合間及び異業種間が双方の特徴を活かした事業を展開するための連携支援にも取り組んでいる。



(2) 組合の必要性

中小企業は、一般的に経営規模が小さいため、事業活動のうえで不利な立場に立たされてしまう場合が少なくない。



このような状況を打破するために！

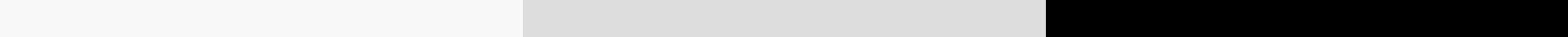
中小企業同士が組合をつくり、互いに協力し助け合うことで、自らの事業経営を充実・強化していくことが極めて効果的な方策である。

《組合をつくるメリット》

- ・ 業務の効率化
- ・ 生産性向上
- ・ 取引条件の改善
- ・ 販売促進
- ・ 技術力向上
- ・ 情報活用
- ・ 人材育成
- ・ 法人化による対外的信用の向上等



2. 組合における共同受注事業



共同受注事業とは

組合が窓口となって受注し、組合員に製造・施工、役務の提供等の仕事をさせ、組合員が納品する事業。

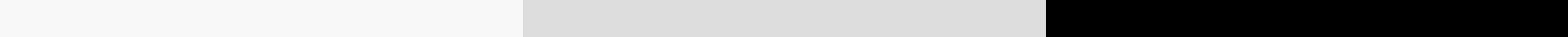
代表的なものとして、行政等からの官公需共同受注事業がある。

官公需発注案件を組合で受注する利点

種類、規模、品質、納期等から単独の中小企業者では対応が難しい案件を組合が共同受注事業で受注することで確実にその契約を履行できる。

また、一件の受注によって複数の中小企業者である組合員が、共同して受注した案件を履行することから、**分離・分割発注と同じ効果**をもっており、多くの中小企業者の受注機会の増大に役立っている。

3. 官公需施策推進に係る具体的な取組み



(1) 官公需施策の法体系について

中小企業基本法

(第2章第23条 国等からの受注機会の増大)

国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。



官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(第3条 受注機会の増大の努力)

(第4条 中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等)

国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。



国等の契約の基本方針

2. 組合の活用に関する基本的な事項

- (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大
- (2) 官公需適格組合の活用

(2) 官公需適格組合とは

【官公需適格組合制度】

官公需の受注に対して、特に意欲的で、かつ「受注した契約は責任をもって履行できる体制が整備されている組合」であることを中小企業庁（九州経済産業局）が証明する制度。証明は、物品・役務関係と工事関係に分けられる。

(3) 官公需総合相談センターの設置

平成22年8月 『官公需総合相談センター』を開設

事務局 ： 全国中央会及び都道府県中央会

実施内容：① 官公需ポータルサイトを活用した情報の提供
② 官公需適格組合制度の概要や取得申請・更新等に関する助言等
③ 中小企業者等からの官公需情報に関する問い合わせの対応

(4) 官公需適格組合証明制度に基づく申請手続き

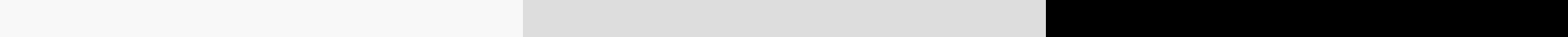
【中央会の申請手続き支援】

官公需適格組合の証明を受けようとする組合の証明申請及び添付書類の事実確認を行っている。

(5) 官公需施策の周知普及活動

中央会内に設置する官公需総合相談センターや各組合の巡回等を通じて、官公需適格組合制度の周知普及を図っている。

4. 官公需適格組合の概要と受注対象



(1) 鹿児島県内の官公需適格組合

	組合名	区分	証明業種	所在地
1	鹿児島共同配車センター事業(協)	役務	貨物自動車運送事業	鹿児島市
2	鹿児島県建築設計監理事業(協)	役務	建築設計監理業	鹿児島市
3	鹿児島県石油販売業(協)	物品	石油製品販売業	鹿児島市
4	鹿児島県測量設計コンサルタント(協)	役務	測量・設計コンサルタント業	鹿児島市
5	鹿児島県ビルメンテナンス(協)	役務	建築物管理サービス業	鹿児島市
6	鹿屋上下水道工事(協)	役務	水道工事業	鹿屋市
7	始良市管工事業(協)	工事-口	管工事、水道施設工事	始良市

(令和6年7月31日現在)

(2) 官公需適格組合の過去5年間の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組合数	6組合	6組合	7組合	7組合	6組合

(3) 官公需適格組合の受注対象

	組合名	受注対象
1	鹿児島共同配車センター事業(協)	移転に伴う備品・書類等の運搬業務を主に貨物自動車運送事業に係る物品の輸送
2	鹿児島県建築設計監理事業(協)	国、県、市町及び法人、団体等が発注する施設の建築設計・監理・耐震関係等の建築設計監理
3	鹿児島県石油販売業(協)	国、県、市等の公用車等への組合員SSでの石油製品（ガソリン等）の販売
4	鹿児島県測量設計コンサルタント(協)	土木・建築等に関する建設コンサルタント業務
5	鹿児島県ビルメンテナンス(協)	建物管理サービス業務
6	鹿屋上下水道工事(協)	水道メーター検定満期取替業務
7	始良市管工事業(協)	水道施設工事、管工事及び同関連工事